

省工ネ 改修住宅は固定資産税が減額されます

住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、外壁、窓等を通しての熱の損失を防止する一定の省エネ改修工事を施した場合で、次の要件にあてはまるときは、当該固定資産税の3分の1の額が減税されます。

○減税される要件など
次の要件をすべて満たす住宅

■住宅の要件
・平成20年1月1日以前に、建築された住宅（平成20年1月1日に存在する住宅）
・人の居住の用に供する部分（賃家の用に供する部分を除く）の床面積が当該住宅の床面積2分の1以上である住宅

■省エネ改修工事の要件
・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、減額

の対象となる省エネ改修工事が行なわれたものであること。

(1) 次の①の工事又は①と併せて行なう②～④の工事であること。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

※①の工事は必須です。

(2) 改修部位がいずれも現行の基準（平成11年基準）に新たに適合すること。

・省エネ改修工事に要した費用の合計が30万円以上であること。

○減額される期間

省エネ改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に適用されます。

○減額対象床面積など

・1戸あたり120平方メートル相当分（住宅部分に限る）まで

・当該住宅に係る固定資産税の3分の1の額を減額

○申告手続き等

上記の条件にあてはまる方は、改修工事後3ヶ月以内に「省エネ改修工事を行なった既存住宅に係る固定資産税の

減額申告書」に左記の関係書類を添付して役場税務課へ申告してください。ただし、やむを得ない理由がある場合には経過後でもその理由を記載して申告できます。

○必要な書類等

・建築士、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行した当該改修工事を証する証明書

・改修工事の図面及び写真（改修前・改修後）

・改修工事の工事代金領収書の写し（金額が証明書に記載されていない場合は不要）

・納税義務者の方の住民票の写し（町外居住者の場合に限り）

※減額の対象にならない場合もありますので、申告される前にお問合せください。

問合せ 税務課資産税係

☎ 22 25 13

地上アナログテレビ 放送終了のお知らせ

2011年（平成23年）7月24日までに現行の地上アナログ放送は終了します。

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える②地上デジタル放送チューナーを買い足す③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する、の各方法があります。詳しくは下記までお問合せください。

問合せ

総務省地デジコールセンター

☎ 0570 - 07 - 0101（ナビダイヤル）

☎ 03 - 4334 - 1111

（社）デジタル放送推進協会

ホームページ

<http://www.dpa.or.jp>

▶北海道からのお知らせ◀

法人道民税・事業税の申告は簡単便利な
インターネットで

地方税ポータルサイトシステム（エルタックス）を利用して、インターネットによる法人道民税・法人事業税の電子申告を行なうことができますので、ぜひ、ご利用ください。

詳細につきましては、エルタックスホームページまたは北海道ホームページをご覧ください。

エルタックスホームページ

<http://www.eltax.jp/>

北海道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>